



逗子市

こども誰でも通園制度



「こども誰でも通園制度」とは、すべてのこどもの育ちを応援するために、
保護者の就労有無・理由を問わず未就園児が保育所等を利用できる制度です。
(保護者のリフレッシュ、冠婚葬祭の際、美容室利用の際などでも利用可能)

対象児童

保育所等に通っていない0歳6ヶ月～満3歳未満(3歳の誕生日前々日まで)のこども

利用可能時間

こども1人あたり月10時間までの範囲で、時間単位で利用が可能です。



利用可能施設

逗子市内の実施施設は次の通りです。(※)

施設名	住所	電話番号	料金/時間
ままえんインクルーシブ託児所	逗子市桜山8-5-13	070-7657-0433	350円

※逗子市外の施設も利用可能。また、他自治体の方が逗子市の施設を利用することも可能です。

※施設により利用料金が異なります。

利用までの流れ

STEP1 (認定申請) : つうえんポータルから申請をしてください(詳細はつうえんポータルチラシを参照)。申請から1週間程度を目途に認定証を交付します。

STEP2 (事前面談) : つうえんポータルから利用希望施設との面談を予約し、初回面談を行ってください。

STEP3 (利用) : 初回面談後、つうえんポータルから利用施設を予約し利用を開始します。ただし保育はありませんが、ままえんインクルーシブ託児所は保護者が付き添っての利用も可能です。

<問い合わせ先> 逗子市 教育部 保育課

【電話】046-873-1111(代表) 内線531

【受付】祝日を除く月曜日から金曜日(8:30~17:00)